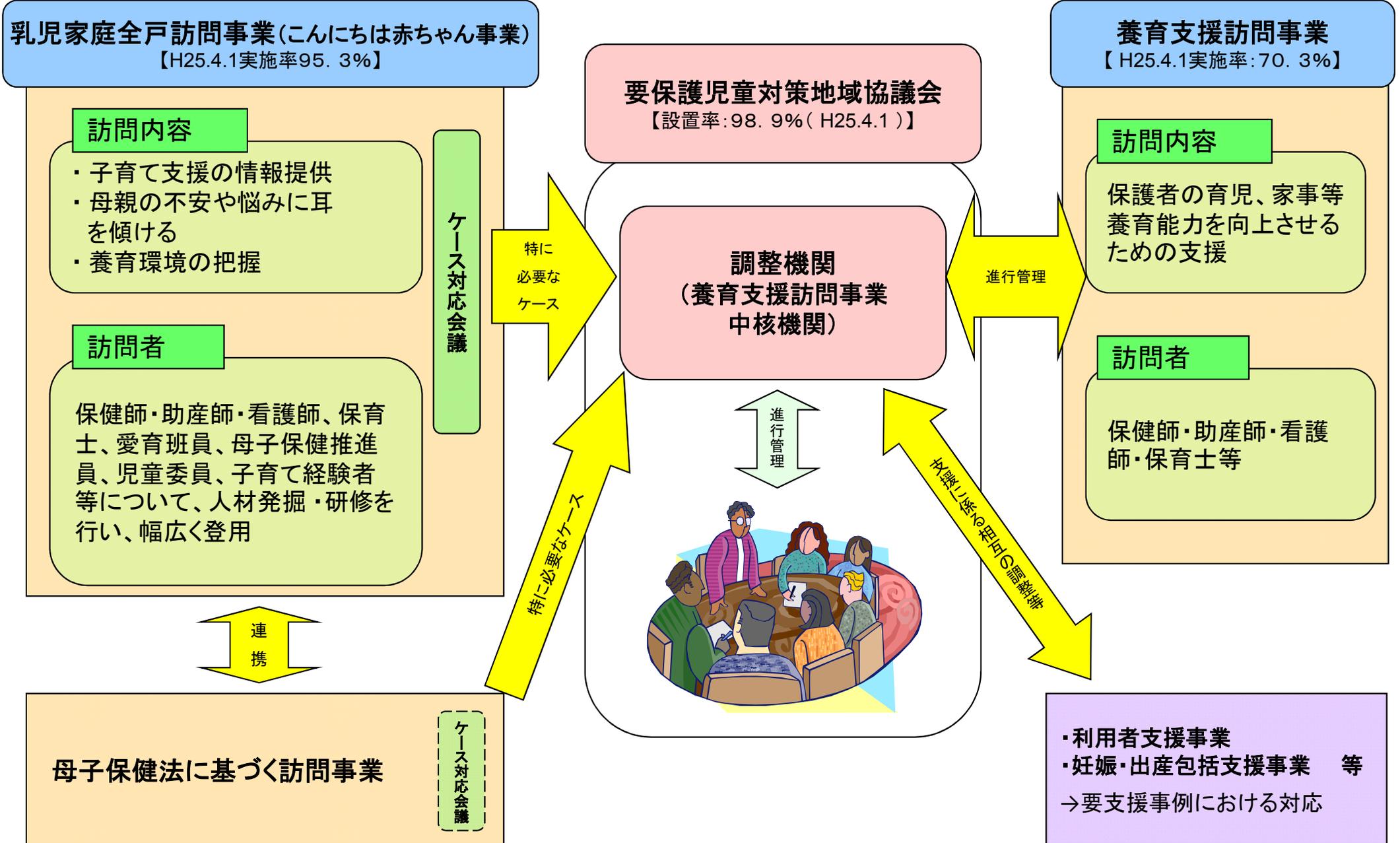


地域における子育て支援等施策の推進
を図ること
(施策番号VI-2-1)

添付資料

児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化



平成25年度「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」都道府県別実施状況

	市町村数	乳児家庭全戸訪問事業		養育支援訪問事業	
		実施市町村数	実施率	実施市町村数	実施率
北海道	179	165	92.2%	123	68.7%
青森県	40	33	82.5%	17	42.5%
岩手県	33	33	100.0%	31	93.9%
宮城県	35	35	100.0%	34	97.1%
秋田県	25	22	88.0%	12	48.0%
山形県	35	35	100.0%	33	94.3%
福島県	59	55	93.2%	37	62.7%
茨城県	44	44	100.0%	34	77.3%
栃木県	26	26	100.0%	23	88.5%
群馬県	35	34	97.1%	21	60.0%
埼玉県	63	63	100.0%	44	69.8%
千葉県	54	48	88.9%	26	48.1%
東京都	62	55	88.7%	53	85.5%
神奈川県	33	33	100.0%	22	66.7%
新潟県	30	30	100.0%	19	63.3%
富山県	15	15	100.0%	9	60.0%
石川県	19	19	100.0%	19	100.0%
福井県	17	17	100.0%	11	64.7%
山梨県	27	27	100.0%	24	88.9%
長野県	77	65	84.4%	45	58.4%
岐阜県	42	42	100.0%	24	57.1%
静岡県	35	35	100.0%	23	65.7%
愛知県	54	54	100.0%	42	77.8%
三重県	29	29	100.0%	23	79.3%

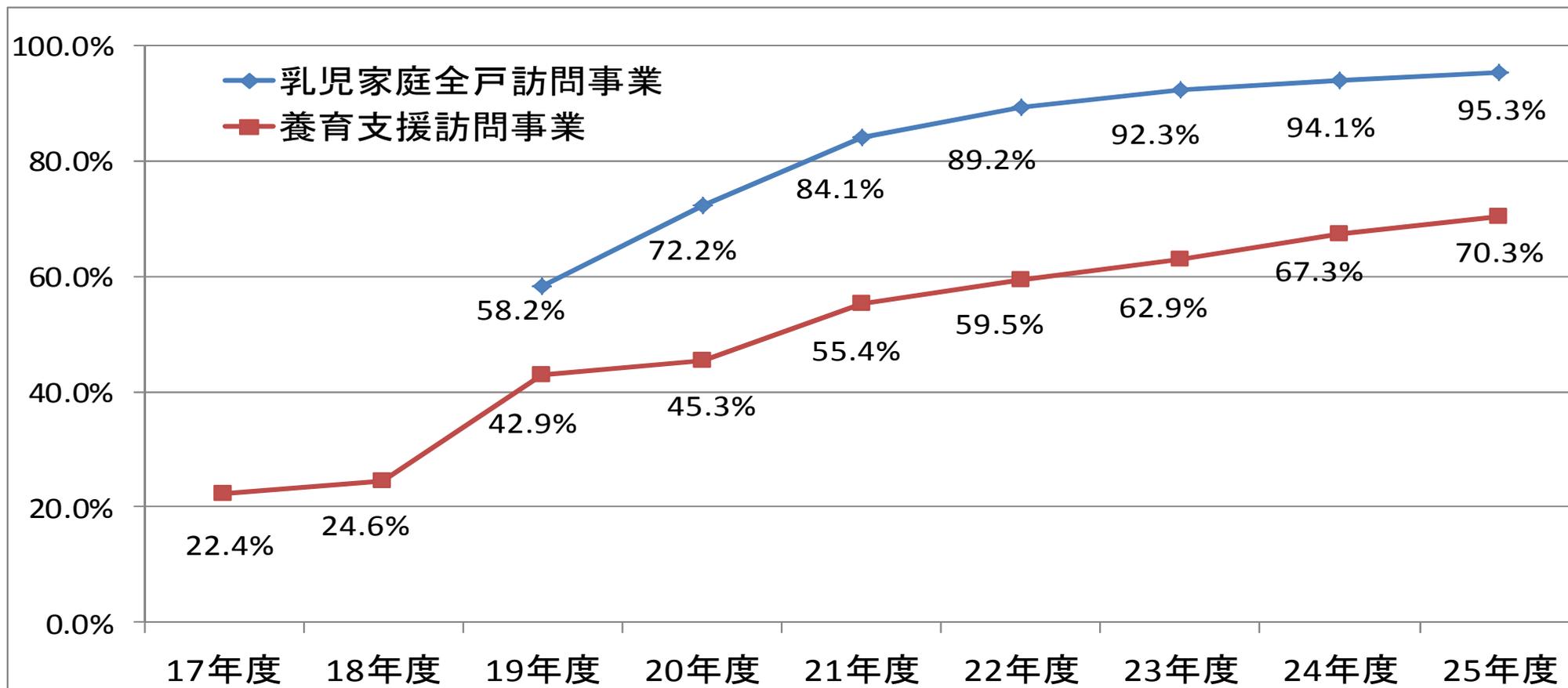
	市町村数	乳児家庭全戸訪問事業		養育支援訪問事業	
		実施市町村数	実施率	実施市町村数	実施率
滋賀県	19	19	100.0%	18	94.7%
京都府	26	24	92.3%	19	73.1%
大阪府	43	43	100.0%	41	95.3%
兵庫県	41	41	100.0%	35	85.4%
奈良県	39	38	97.4%	31	79.5%
和歌山県	30	30	100.0%	18	60.0%
鳥取県	19	19	100.0%	16	84.2%
島根県	19	19	100.0%	15	78.9%
岡山県	27	27	100.0%	27	100.0%
広島県	23	23	100.0%	15	65.2%
山口県	19	19	100.0%	14	73.7%
徳島県	24	24	100.0%	24	100.0%
香川県	17	17	100.0%	11	64.7%
愛媛県	20	19	95.0%	10	50.0%
高知県	34	24	70.6%	16	47.1%
福岡県	60	60	100.0%	55	91.7%
佐賀県	20	20	100.0%	15	75.0%
長崎県	21	21	100.0%	18	85.7%
熊本県	45	44	97.8%	23	51.1%
大分県	18	17	94.4%	12	66.7%
宮崎県	26	20	76.9%	9	34.6%
鹿児島県	43	37	86.0%	18	41.9%
沖縄県	41	41	100.0%	16	39.0%
全国計	1,742	1,660	95.3%	1,225	70.3%

※平成25年4月1日現在(子どもを守る地域ネットワーク等調査(平成25年度調査))

※各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

参考(平成24年7月1日)	1,742	1,639	94.1%	1,172	67.3%
---------------	-------	-------	-------	-------	-------

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び 養育支援訪問事業の実施率の推移



- ・養育支援訪問事業について、平成20年度以前は育児支援家庭訪問事業の実施率を掲載。
- ・乳児家庭全戸訪問事業について、平成20年度以前は生後4ヶ月までの全戸訪問事業の実施率を掲載。
- ・平成17年度～20年度の実施率は次世代育成支援対策交付金の交付決定ベース。
- ・平成21年度～24年度の実施率は雇用均等・児童家庭局総務課調べ。
- ・平成25年度の実施率は子どもを守る地域ネットワーク等調査(平成25年度調査)。

子育て短期支援事業

目的・概要

母子家庭等が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、市町村が一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に児童を児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業を実施。

(1)短期入所生活援助(ショートステイ)事業

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる事業。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	364か所	430か所	511か所	546か所	592か所	610か所	614か所	651か所	671か所	678か所

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

(2)夜間養護等(トワイライトステイ)事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施か所数	134か所	210か所	236か所	268か所	311か所	327か所	329か所	354か所	358か所	364か所

※ 母子家庭以外の利用者も利用可能

ファミリー・サポート・センターの概要

ファミリー・サポート・センター事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。

平成21年度からは、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。

なお、本事業については、平成17年度から次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)、平成23年度から「子育て支援交付金」、平成24年度補正予算により「安心こども基金」へ移行したが、平成26年度は「保育緊急確保事業」として実施した。

平成27年度からは、「子ども・子育て支援新制度」において、「地域子ども・子育て支援事業」の1つに位置づけられている。

○相互援助活動の例

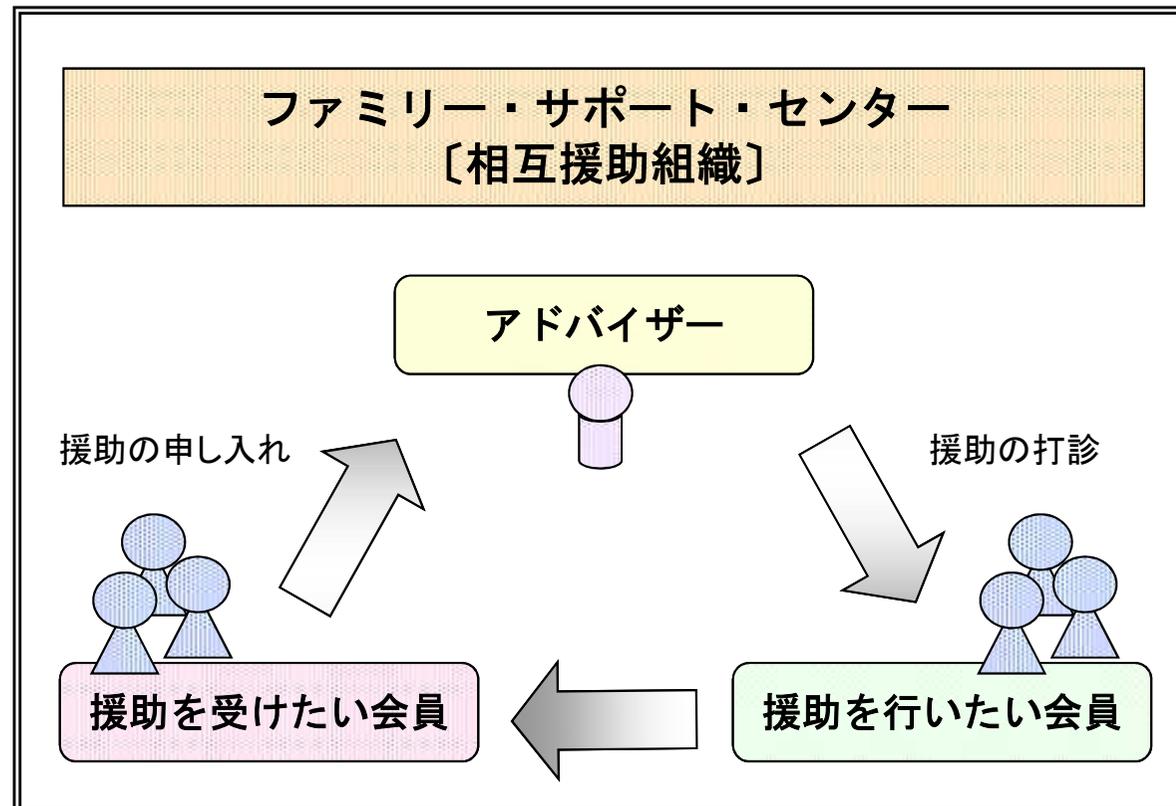
- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。
- ・病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急預かり対応(平成21年度から)

○実施市区町村 ※平成26年度末実績 ()は平成25年度末実績

- ・基本事業 774(738)市区町村
- ・病児・緊急対応強化事業 138(132)市区町村

○会員数 ※平成26年度末現在 ()は平成25年度末実績

- ・依頼会員(援助を受けたい会員) 445, 554人(466, 287人)
- ・提供会員(援助を行いたい会員) 153, 315人(123, 173人)



地域子育て支援拠点事業

背景

- 3歳未満児の約7～8割は
家庭で子育て
- 核家族化、地域のつながりの希薄化
- 男性の子育てへの関わりが少ない
- 児童数の減少

課題

- 子育てが孤立化し、
子育ての不安感、負担感
- 子どもの多様な大人・子ども
との関わりの減

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、
相互交流や子育ての不安・悩み
を相談できる場を提供

地域子育て支援拠点

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、
乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、
子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

事業内容

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

平成26年度
実施か所数
8,839か所
(市町村単独分を含む)



地域で子育てを支える

地域子育て支援拠点事業の概要

一般型

連携型

機能

常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

実施主体

市町村(特別区を含む。)
(社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)

基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ③地域の子育て関連情報の提供

- ②子育て等に関する相談・援助の実施
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

実施形態

①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施

①～④の事業を児童福祉施設等で従事する子育て中の当事者や経験者をスタッフに交えて実施

・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算)
一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う

・出張ひろばの実施(加算)
常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設

・地域支援の取組の実施(加算)※
①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組
※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。

・地域の子育て力を高める取組の実施(加算)
拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施

従事者

子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)

子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施

実施場所

保育所、公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室等を活用

児童福祉施設等

開設日数等

週3～4日、週5日、週6～7日/1日5時間以上

週3～4日、週5～7日/1日3時間以上

一時預かり事業について

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業について、事業の普及を図るため下記のとおり事業類型等を見直し、①一般型(基幹型加算)、②余裕活用品、③幼稚園型、④訪問型に再編する。

H25

H26【保育緊急確保事業】

H27【新制度施行】

保育所型・地域密着型(法定事業)

保育所や地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に従って実施し、保育士の数は2名以上。

地域密着Ⅱ型(予算事業)

地域子育て支援拠点などにおいて、乳幼児を一時的に預かる事業。
省令の基準に準じて実施し、担当者の数は2名以上。(保育士1名以上)

①基幹型加算(継続)

休日等の開所、及び1日9時間以上の開所を行う施設に加算。

幼稚園における預かり保育 (私立は私学助成、公立は一般財源)

①一般型(現行事業の後継)

小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には、担当保育士(※1)を1人以上。
※1 平均利用児童数が少ない場合、家庭的保育者で可。
※2 保育従事者は2分の1以上を保育士とし、保育士以外は一定の研修を受けた者。
※3 地域密着Ⅱ型は当分の間実施可。

②余裕活用品(新規)

保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業を実施。

③幼稚園型(幼稚園における預かり保育の後継)

現行の幼稚園における預かり保育と同様、在園児を主な対象として実施。

④居宅訪問型(新規)

児童の居宅において一時預かりを実施。